最も普通の、しかも期待されている債権の消滅原因は「弁済」、すなわち 予定通りに債務が履行されることであることはすでに学んだ。しかし、残念 ながら、すべての債務がきちんと予定どおりに履行されるとは限らない。何 らかの原因で債務が履行されないことは決して珍しいことではなく、それだ からこそ、民事上の紛争は起きるわけだし、裁判所の判断が必要となるので ある。債務が予定どおり履行されないこと、これが「債務不履行」の問題で ある。債務不履行が生じた場合には、もちろんその解決をしなければならな い。そして、民法は、その処理について、主として債権者に何ができるか、 できないかという観点から、民法412条を始めとする規定を設けている。

債務不履行には、大きく分けて3つのタイプがあると言われている。一つは「**履行遅滞**」といわれるもので、債務の履行が可能なのに、債務者が履行をしない状態のことをいう。売買契約をしたのに、相手が約束の日に買った物を引き渡さないとか、貸した金を期日に返済してくれないなど、多くの債務不履行はこのタイプである。次のタイプは「**履行不能**」という型のものである。これは、契約などをしたものの、約束した債務の履行が何らかの原因で不可能になってしまった、などである。例えば、中古車の売買をしたが、買主に引き渡す前にその中古車が事故で大破してしまった、などといった場合である。最後のタイプは「**不完全履行**」と呼ばれ、これは、一応債務の履行はあったが、それが不完全なものである場合のことである。例えば、家畜の売買をしたが、その家畜が病気にかかっていたとか、荷物を運送する契約をしたが、運送方法が乱暴で、目的地には到着したものの、荷物の一部が壊れた、などといった場合である。

民法は、履行遅滞と履行不能については、債務不履行による損害賠償の要件を定めている第415条で、前者を「債務者力其債務ノ本旨ニ従ヒタル履行ヲ為ササルトキ」と定義し、後者を「履行ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキ」と定義しているが、不完全履行の定義は明確にはしておらず、何が不完全履行かは、「債務の本旨」が何であるかの解釈で決まることになる。

これらの債務不履行については、その態様に応じて、債権者に何ができるが決まってくる。つまり債権がどんな効力を持っているのかという問題である。履行を強制できるときもあれば、損害賠償しか請求できない場合もある。まったく損害賠償を請求できない場合もある。契約の解除ができることもある。また、場合によっては、履行を確保するために、債務者が持っている第三者に対する債権を行使(債権者代位権—民法第423条)したり、債務者と第三者との間の取引に介入(債権者取消権—民法第424条以下)したりすることもできることがある。次の課以降で、これら3つの型の債務不履行につき、もう少し詳しく学ぶことにする。

1 重要語句

a **履行遅滞**(りこうちたい)

履行が「遅滞」する、つまり遅れていることである。遅れている、ということは、履行期(その債務を履行しなければならない日時のこと)に履行が可能であったことを前提とする。履行期に履行が不可能であれば、履行遅滞ではなく、次の「履行不能」の問題になる。

b **履行不能**(りこうふのう)

文字どおり、履行が不能、つまり実現不可能となったことを意味する。 注意してほしいのは、履行不能は、債権発生時には履行可能であった債務 がその後に不可能となった場合(「後発的不能」)のことであり、債権が発 生するはずの時に、つまり、例えば、特定物の売買契約を締結した時点に おいて、その物が火災で滅失してしまっていたなど、すでに予定された債 務の内容が実現不可能である場合には、「原始的不能」とされ、これはここ でいう履行不能の問題ではないことである。この場合には、そもそも債権 が成立せず(内容実現が不可能な法律行為は成立しない)、問題は、原始的 不能であったのにもかかわらず、そのような契約をしたことによって相手 に何らかの損害が発生したとき、損害賠償責任をどのような根拠で、どの 範囲で負うのか、という「契約締結上の過失」という別の法律問題になる。

履行遅滞と異なり、履行不能の場合には、不能が「債務者の責めの帰すべき事由」によって生じた場合にのみ、債務者は損害賠償責任を負う(民法第415条後段)。債務者に責めに帰すべき事由がない場合には「危険負担」(民法第534条以下)の問題となる。

c **不完全履行**(ふかんぜんりこう)

履行遅滞や履行不能は、履行期における債務の履行が全くない場合のことであるが、不完全履行というのは、一応履行のような行為はあるものの、それが完全ではなく、不足があったり、欠陥があったりする場合のことである。不完全履行については、直接の規定はないが、期限に履行しないという履行遅滞とともに、債務不履行による損害賠償責任を定めた民法第415条前段の「債務の本旨に従いたる履行をなさざる場合」の一場面であると考えられている。この場合には、完全な履行が可能な場合であれば、債権者はさらに履行(追完)を請求することになり、債務者は代わりの物を引き渡すか、欠陥を直して引き渡すことになろう。しかし、やり直しの利かない場合には、損害賠償の問題になる。

なお、不完全履行の問題は、不完全な履行によって、債権者に派生的な 損害が生じた場合(例えば、本文の例で、買った家畜の病気が債権者の所 有していた他の家畜にも伝染したような場合)に特に大きな問題となる。